

静岡県人事委員会は、通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1165

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-34）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給日等) 第11条 (略) 2 (略) 3 職員が任命権者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者（ <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項の県費負担教職員をいう。）</u> にあつては、 <u>県の教育委員会。</u> 次条第3項において同じ。）において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。 4 (略)	(支給日等) 第11条 (略) 2 (略) 3 職員が任命権者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。 4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。